

喜界町告示第2号

喜界町道路環境整備事業実施要綱を次のように定めた。

令和8年3月30日

喜界町長 隈崎 悦男

喜界町道路環境整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、喜界町が管理する道路（以下「道路」という。）において、地域住民が行う道路の草刈活動の自主的な公益活動を支援することにより、地域住民との協働による道路環境保全活動の推進を図ることを目的に実施する標記事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定の申込み)

第2条 道路において、道路草刈活動を行おうとするものは、町長に協定申込書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の協定申込書を提出できるものは、原則として、自主的な公益活動（営利、宗教、政治活動等を目的とするものを除く。）を行う、次に掲げる団体の構成員等による団体（以下「活動団体」という。）とする。

(1) P T A、子ども会、幼稚園、保育園の父母会等の教育関係団体

(2) 高校部活動、中学部活動、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体

3 協定の対象となる区間（以下「対象区間」という。）は、町長が交通量などの安全性を考慮のうえ、草刈が必要と認める対象区間とする。

(協定)

第3条 町長は、前条第1項の協定申込書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、速やかに協定書（別記第2号様式）により協定を締結するものとする。

(活動計画書の提出)

第4条 活動団体は、活動時期等を記載した活動計画書（別記第3号様式）を町長に提出するものとする。

2 活動団体は、道路草刈活動に係る活動計画書を提出する場合は、対象区間や時期等について、事前に町長と協議を行わなければならない。

3 町長は、活動団体の道路草刈活動を支援するため、第1項に定める活動計画書を提出した活動団体に対して、予算の範囲内において、活動奨励金を支給することができる。

なお、町長は、活動奨励金の支給に当たっては、その活動内容を審査し、活動奨励金の決定の可否を決定するものとする。

4 町長は、活動奨励金を決定した場合は、活動奨励金決定通知書（別記第4号様式）により、代表者に通知するものとする。

（活動団体への支援）

第5条 町長は、活動団体の道路草刈活動を支援するため、前条に定める活動計画書を提出した活動団体に対して、優先的に活動に必要な備品（作業時看板、矢印、飛び石防止ネット）等を貸出しすることができる。

（活動奨励金及び活動実績の報告）

第6条 活動奨励金の支給対象となる活動団体が行う道路草刈活動は、別表1に定める基準を満たすものでなければならない。

2 活動奨励金の支給額は、別表1に定める額とする。

3 活動団体は、活動奨励金の支給を受けようとする場合、活動実績報告書（別記第5号様式）及び活動奨励金請求書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（活動奨励金の支給）

第7条 町長は、前条の活動実績報告書が提出されたときは、報告書の内容を審査するとともに、報告された道路についての実施状況について確認を行うものとする。

2 町長は、前項により活動実績報告書の確認がなされた場合は、速やかに活動奨励金を活動団体に支給するものとする。

(事故発生時)

第8条 活動団体の構成員が、第3条の協定に基づく作業中に傷害を被った場合は、速やかに事故等報告書(別記第7号様式)を町長に提出するものとする。

2 活動団体の構成員等が、第3条の協定に基づく作業中に遭遇した事故に関して、町は一切の責任を負わないものとする。

(助言及び勧告)

第9条 町長は、活動団体の活動に対して必要な助言及び勧告ができる。

(協定の解除)

第10条 町長は、活動団体が協定の解除を申し出たとき、活動団体が協定に規定する義務を果たしていないとき、又は協定を継続する活動団体としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除することができるものとする。

(二重交付の禁止)

第11条 本事業においては、他の補助金事業との二重交付はできないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

草刈作業の基準等

1. 基準

- (1) 道路草刈活動は、実施する各路線及び区間ごとに年度 1 回以上実施することとし、実施時期は、原則 10 月～3 月の間とする。
- (2) 草刈作業は、原則として道路の両脇を行うものとし、草刈幅は、概ね 50cm～1 m とする。
- (3) 草刈作業開始前に道路管理者と立会い、実施予定区間の始点及び終点並びに延長を確定させること。

2. 活動奨励金

- (1) 奨励金の額は、1 回 1 メートル当たり 50 円とし、実施する各路線及び区間ごとに 2 回を上限とする。
- (2) 精算の基準となる草刈り作業の延長は、町から発出される協定書（様式第 2 号）に記載された区間（以下、「当初延長」という。）を基に算出することとし、実績延長で変更しないこととする。
ただし、当初延長に満たない実績延長となった場合（出来高不足）は、実績数量により金額を変更することとする。
- (3) 同一年度内に受給できる活動奨励金の額は、一つの活動団体につき 100,000 円を上限とする。

3. 提出及び添付書類

- (1) 協定申込書(様式第 1 号)
 - ① 活動予定箇所之地図(草刈り対象路線図にマーカー等で着色した図で可)
 - ② 活動構成員名簿
- (2) 活動計画書(様式第 3 号)
 - ① 活動予定箇所之地図(協定書申込時と同じであれば不要)
 - ② 活動構成員名簿(協定書申込時と同じであれば不要)
- (3) 活動実績報告書(様式第 5 号)
 - ① 活動実施箇所之地図(協定書申込時及び活動計画書提出時と同じであれば不要)
 - ② 活動状況写真(草刈前、草刈中及び草刈後の状況がわかるもの)
- (4) 活動奨励金請求書(様式第 6 号)
- (5) 事故発生報告書(様式第 7 号)